



税と地域の情報誌

# SHINJUKU

9

2022  
vol.221

企業にも街にも活気 地域をつなぐ法人会



新連載  
防災

新宿法人会オリジナル

働く人のための地震防災マップ 拡大版——その②

3回シリーズ

小冊子プレゼント

「令和4年版 会社がもらえる助成金活用のポイント」

「4つのステップでしっかりわかる! 消費税インボイス制度対応ガイド」



公益社団法人 新宿法人会

新宿法人会HP



CONTENTS

新宿税務署 新署長・副署長インタビュー

明るく風通しの良い職場環境を醸成するとともに、税務職員として「新宿」に興味を持ち、管内状況を理解し、仕事に取り組みます。  
(成相署長) ..... 1~3

法人関係税務職員／幹部職員等新旧異動表 ..... 4

税務署だより

・消費税のインボイス制度登録申請受付中！  
・インボイス制度説明会 ..... 5

新宿都税事務所からのお知らせ

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)／

東京税理士会新宿支部からのお知らせ ..... 6

連載 新宿法人会オリジナル

働く人のための地震防災マップ 拡大版(3回シリーズ)——その② ..... 7・8

連載 会社の防災対策を考える④

脆弱な都市防災～知っているはずだったのに ..... 9

青年部会創立40周年記念式典・祝賀会／

東法連特定退職金共済制度 ..... 10

連載 税金なんでもQ&A Vol.42

税額控除の上乗せ対象となる教育訓練費について教えてください ..... 11

連載 実践！税務調査

業務委託費と交際費～不動産売買業・建設業 ..... 12

小冊子プレゼント／法人会の法律相談 ..... 13

9月・10月 法人会イベント／

おすすめ本／珈琲たいむ ..... 14



新宿の街の風景 16  
小田急百貨店と新宿西口HALC

表紙イラスト・松井伸佳(まつい のぶよし)

1956年生まれ・武蔵野美術短期大学卒業。  
1981年小島良平デザイン事務所を経て、フリーランス・イラストレーター。リアル表現を柱に広告・パッケージ媒体において、手描きスタイルに拘って活動中。

新宿税務署

新署長・副署長  
インタビュー

インタビュアー：広報委員長 稲葉 和久／副会長 古澤 孝



署長(新任)

なり あい あき こ  
成相 明子

出身／大分県

採用／昭和61年4月 東京国税局入局

平成17年7月 東京国税局 総務部 人事第一課 人事専門官

平成18年7月 東京国税局 総務部 人事第一課 主任分析官

平成19年7月 東京国税局 調査第一部 調査開発課 総括主査

平成20年7月 東京国税局 調査第一部 特別調査官 総括主査

平成21年7月 東京国税局 調査第三部 調査総括課 課長補佐

平成22年7月 北沢税務署 総務課長

平成23年7月 東京国税局 調査第二部 調査総括課 課長補佐

平成24年7月 税務大学校 総合教育部 教授 麻布税務署 副署長

平成26年7月 税務大学校 東京研修所 主任教育官

平成30年7月 東京国税局 調査第三部 調査第27部門 統括調査官

令和元年7月 江東東税務署長

令和2年7月 東京国税局 調査第四部 調査総括課 課長

令和3年7月 税務大学校 総合教育部 部長

令和4年7月 第85代 新宿税務署長



副署長(新任)

こ さき じゅん や  
小崎 純弥

出身／愛知県

採用／平成7年4月  
名古屋国税局入局

平成17年7月 財務省 主税局 税制第三課 法人5係長

平成18年7月 財務省 主税局 税制第三課 法人1係長

平成21年7月 財務省 主税局 税制第三課 税制専門官

平成24年7月 東京国税局 課税第一部 審理課 主査

平成26年7月 東京国税局 課税第二部 法人課税課 主査

平成27年7月 内閣府 情報公開・個人情報保護審査会 審査専門官

平成29年7月 東京国税局 課税第二部 法人課税課 課長補佐

令和元年7月 東京国税局 課税第二部 消費税課 課長補佐

令和3年7月 中野税務署 副署長

令和4年7月 新宿税務署 副署長



副署長(新任)

もと なみ なお き  
本並 尚紀

出身／奈良県

採用／平成4年4月  
大阪国税局入局

平成18年7月 東京国税局 調査第三部 調査第30部門 調査官

平成19年7月 東京国税局 調査第一部 特別調査官 調査官

平成20年7月 国税庁 調査査察部 調査課 調査官

平成25年7月 国税庁 調査査察部 調査課 監理係長

平成28年7月 芝税務署 法人課税第11部門 統括国税調査官

平成29年7月 国税庁 調査査察部 調査課 主査

平成30年7月 国税庁 長官官房 総務課 課長補佐

令和元年7月 国税庁 調査査察部 調査課 主査

令和3年7月 国税庁 長官官房 人事課 課長補佐

令和4年7月 新宿税務署 副署長

# 明るく風通しの良い職場環境を醸成するとともに、 税務職員として「新宿」に興味を持ち、 管内状況を理解し、仕事に取り組みます。——成相署長

## 前任地ではどのような仕事をされていたのかをお聞かせください。

**成相署長** 前任地は、税務大学の総合教育部長です。税務大学は、国家公務員として採用された税務職員に対して研修を行う機関になります。

総合教育部では、大学を卒業した新規採用者に対する研修のほか、実務経験を経た職員に対して、専門的な知識の習得のために長期の研修を行っています。

昨年は、コロナ禍のため、オンライン研修と集合研修を組み合わせたハイブリット型研修の実施に取り組んでいました。

**小崎副署長** 前任地はお隣の中野署で、副署長として管理運営部門と法人課税部門を担当しておりました。

令和4年の確定申告期には、3署（四谷、新宿、中野）合同の確定申告

会場において、振替納税などキャッシュレス納付のお願いをさせていただきましたが、当時は新宿署に異動になるとは思ってもみませんでした。

**本並副署長** 前任地は国税庁です。私は国税庁の勤務歴が長く、国税庁の調査課で大規模法人の調査事務運営を企画立案するという業務に長らく携わってきました。前事務年度は、国税庁の人事課で秘書担当の課長補佐をしておりました。国税庁長官・次長の秘書業務の責任者という立場で、日々緊張感を感じながらも、これまでに経験したことのない機会や場面に接することができ充実した1年間を過ごすことができました。

## 今まで勤務された中で、印象に残っている仕事や勤務地についてお聞かせください。

**成相署長** 国税庁では、独立行政

法人国際協力機構(JICA)のODAの下、開発途上国の税制・税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者を育成すること等を目的として、研修を行っています。その担当者として、3年間勤務させていただきました。数十か国の税務職員と接する機会があり、それぞれの国の考え方や文化に触れ、貴重な体験となりました。

**小崎副署長** 税制改正や国会対応に係る業務に従事させていただいた時期があります。与えられた時間が限られ、かつ、間違いがあってはならないという緊張感の下で、これらの業務に従事できたことはとても貴重な経験で、印象深く残っています。振り返ってみると、その後の仕事の基礎となる様々なことを経験することができましたし、そうした経験で自分が大きく成長することができたと感じています。

**本並副署長** 多くの印象的な仕事に恵まれましたが平成27年3月国税



庁公表の「申告書確認表」の企画立案に従事した事が特に印象に残っています。申告書確認表は、提出直前の申告書の最終チェックにご活用いただくためのもので、当局の視点から誤りが生じやすいと認められる事項を一覧に配したものです。我々の手の内を明かすような内容ですが、我々の調査力は複雑・困難な分野へ振り向けていくという強い信念で関係者と調整し公表に至りました。



**ご趣味又はお好きな言葉や座右の銘などをお聞かせください。**

**成相署長** 以前は、休暇を利用して、国内外問わず、旅行に行っていました。

コロナ禍においては、スポーツジムに通い、身体を動かしています。

仕事も、また、プライベートでもそうですが、継続することの大切さを念頭に取り組んでいます。

**小崎副署長** これといった趣味がないのですが、ドライブ、動画鑑賞です。動画鑑賞は、自動車関係、お笑いなどの動画を見ている。

好きな言葉は「感謝」です。自分一人ですることは少なく、親、家族はもちろん、職場の皆さんや

社会の様々な人に支えられて生きています。これからも感謝の気持ちを忘れないよう心掛けていきたいと思っています。

**本並副署長** 座右の銘というほどのものではありませんが、「澁刺・謙虚・大胆」という3つの言葉を大切に行動するよう心掛けています。具体的には、「澁刺」と

していれば大きな仕事を任せられるなど機会に恵まれ、機会が訪れると「謙虚」に人(関係者)の話聞き入れその仕事が良い仕上がりとなるよう関係者と調整する、関係者の理解と協力が得られたら時には前例などにとらわれず「大胆」に行動する、ということを実践したいと考えています。

**ご自身の仕事に対する抱負や職員の方に話されていることなどをお聞かせください。**

**成相署長** 新宿署への着任に当たり、職員の皆さんには、税務職員としての自覚を持って、仕事に取り組んでももらいたいと話しています。また、あいさつの励行を伝え、職員同士がコミュニケーションを図り、



明るく風通しの良い職場環境を醸成するとともに、新宿に興味を持ち管内状況をよく知ってほしいとお願いしています。

**法人会や法人会員に向けて一言お願いします。**

**成相署長** 新宿法人会の皆様には、永年にわたり、税務知識の普及、納税意識の高揚をはじめ幅広い活動を通じて税務署の運営にご理解とご協力を頂いていることに、心から感謝申し上げます。コロナ禍で活動が制限される中、新宿法人会の皆様と新宿税務署の協調は大変重要と考えております。

今後とも、更なるご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



## 法人関係の 税務職員です。



法人1 統括官(留任)  
山田 勝宣



法人1 上席調査官(留任)  
黒崎 芳美



法人1 上席調査官(新任)  
佐瀬 貴光



法人2 統括官(新任)  
重野 貞男



法人2 上席調査官(留任)  
佐々木 一訓



法人3 統括官(新任)  
酒井 広忠



法人3 上席調査官(新任)  
河原 一美



法人3 上席調査官(留任)  
高橋 亜衣

### ブロック別担当官

〈東部ブロック〉



法人10 統括官(新任)  
小山 大輔

〈西部ブロック〉



法人9 統括官(留任)  
室井 定明

〈中部1ブロック〉



法人8 統括官(新任)  
三浦 勝人

〈中部2ブロック〉



法人7 統括官(新任)  
高橋 克

〈戸塚ブロック〉



法人11 統括官(新任)  
菅谷 典正

〈落合ブロック〉



法人12 統括官(新任)  
佐藤 克

### 幹部職員等新旧異動表

令和4年7月定期異動

役職名	異動後		異動前	
	氏名	異動元等	氏名	異動先等
署長	成相 明子	税大和光 総合教育 部長	井手 政紀	離職
副署長(法内担)	本並 尚紀	国税庁 人事課 課長補佐	藤崎 健一	査察部 査察2 統括官
副署長(法調担)	小崎 純弥	中野 副署長	中谷 豪	調一 K2 特別調査官
副署長(総担)	岩井 川剛	麻布 特官徴 特徴官	大江 栄充	税大和光 専門教育 教授
副署長(個担)	櫻田 明	留任	櫻田 明	留任
総務課長	竹迫 秀敏	小石川 総務課長	児玉 恵子	品川 副署長
法人1統括官	山田 勝宣	留任	山田 勝宣	留任
法人2統括官	重野 貞男	神田 法人2 統調官	清水 周	品川 法人2 統調官
法人3統括官	酒井 広忠	足立 法人3 統調官	中村 美夏	鶴見 法人1 統調官
法人4統括官	吉田 奈桜美	留任	吉田 奈桜美	留任
法人5統括官	大村 紀仁	新宿 法人6 統調官	大森 賢一	麴町 法人2 統調官
法人6統括官	横山 勇司	西新井 法人3 統調官	大村 紀仁	新宿 法人5 統調官
法人7統括官	高橋 克	課二 法人課税課 監3係長	石崎 正芳	千葉西 法人4 統調官
法人8統括官	三浦 勝人	新宿 国際法 国際官	最上 悠也	国税庁 調査課 主査
法人9統括官	室井 定明	留任	室井 定明	留任
法人10統括官	小山 大輔	国税庁 参事官 監理6係長	西 俊郎	離職
法人11統括官	菅谷 典正	武蔵野 法人3 統調官	小室 宏志	北沢 法人 上席
法人12統括官	佐藤 克	神田 法人11 統調官	内藤 淳一	京橋 法人10 統調官
法人13統括官	渡邊 哲郎	課二 源泉センター 実査官	竹元 公一	渋谷 特情官
審理専門官(法)	西奥 由浩	留任	西奥 由浩	留任
審理専門官(法)	溝口 和昭	小田原 法人 連調官	東 直樹	離職
審理専門官(源)	高本 政人	麻布 法人3 上席	中村 裕治	神田 法人4 統調官
連絡調整官(法)	糸坪 宏勝	練馬東 法人 連調官	佐藤 聖	東京国税不服審判所 審査官
総務課長補佐	上田 吾郎	留任	上田 吾郎	留任
支援調整官	岩谷 由紀子	芝 徴収1 統徴官	藤原 浩治	東京局 納税者支援調整官

事業者の方へ



消費税の  
インボイス  
制度

# 登録申請受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。  
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください!!



- ✓ 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- ✓ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な  
**オンライン説明会を開催**

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。  
説明会サイトへ▶



- インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けております。  
【専用ダイヤル】0120-205-553 (無料)  
【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



## インボイス制度説明会 (課税事業者向け)

### 1 内容

インボイス制度の基本的な仕組み (概要)

- 参加受付は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきます。  
開催日の前日までに連絡先まで電話予約してください。  
なお、定員に達した時点で受付を終了させていただきますので、予めご了承下さい。  
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によって開催を中止する場合がございます。

### 2 説明会の日程

開催日時	開催場所・定員	説明会等の名称等	留意事項	連絡先
R4.9.13 10:00 ~ 11:00	新宿税務署 (地下大会議室)	インボイス説明会 (課税事業者向け)	【内容】 制度の概要について	新宿税務署 法人課税第2部門  (代表) 03-6757-7776 内線：2522
R4.10.18 10:00 ~ 11:00	北新宿 1-19-3 各回20名		【要事前予約】 開催日の前日までに 電話予約してください。	

- ご来場には、公共交通機関をご利用ください。

【国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト】

インボイス制度の情報や、国税庁が行っているオンライン説明会の模様、申請手続に関することやQ&Aなどを掲載しています。

下のコードからサイトへ



新宿税務署 法人課税第2部門

## 新宿都税事務所からのお知らせ

### 9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、**9月30日(金)**までにお納めください。

#### <ご利用になれる納税方法>

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

<b>クレジットカード</b>	インターネットの専用サイトから納税が出来ます。			<b>インターネットバンキング モバイルバンキング ATM</b>	ペイジーにて納税ができます。			
<b>口座振替</b>	都税Web口座振替申込受付サービスにて、9月10日までに お申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第2期分からの口座振替が可能です。			<b>コンビニ</b>				
				金融機関、郵便局、 都税事務所・都税支所・支庁の窓口				

新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な場合は、所管の都税事務所にご相談ください。

#### 【お問合せ先】

新宿区に所在する土地家屋について

新宿都税事務所 (電話：03-3369-7151)

〈課税について〉 固定資産税班 〈納税について〉 徴収管理班

主税局HP  
都税の支払い方法



東京都新宿都税事務所 (相談広報担当)  
新宿区西新宿7-5-8 (03-3369-7151)



主税局公式 Twitter は、  
こちらからどうぞ!



## 東京税理士会新宿支部からのお知らせ

### 納税者支援センター新宿の紹介

【内容】 税に関する無料相談

【会場】 東京税理士会新宿支部会議室 住所：新宿区西新宿7-15-8 日販ビル3階

#### 【無料相談実施予定日程及び時間】

令和4年 9月2日・7日・9日・14日・16日・21日・28日・30日  
10月5日・7日・12日・14日・19日・21日・26日・28日  
11月2日・4日・9日・18日・25日・30日

●毎週水曜日及び金曜日(ただし祝日及び新宿支部が定めた休日は除く)  
午後1時～午後4時

事前に新宿支部ホームページ(税務相談)

またはお電話にてご予約ください。(相談時間：1人30分以内)

電話での相談は行っておりません。

当面の間、新宿区各地域センターでの税務無料相談会は休止しております。

※税理士が関与していない法人・個人(関与されている方のご相談はご遠慮ください。)

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、開催を中止する場合があります。



【主催・問合せ】 東京税理士会新宿支部 ☎ (3369) 3235



[ 凡例 ]

- 特定緊急輸送道路
- 緊急輸送道路

※災害時に緊急輸送などを円滑に行うために指定された道路。「特定」はさらに主要な幹線道路。

<大震災発生時の交通規制>

- 環状7号線から、都心方向への車両の通行が禁止
- 次の路線では、消防、警察、自衛隊等の緊急自動車専用の道路となり、一般車両は通行できません。「高速道路」「国道20号線(甲州街道)」「目白通り」「新目白通り」
- 「青梅街道」は緊急交通路に指定され、災害応急対策に従事する車両以外は通行できません。

地下にもぐっている鉄道

広域避難場所

※主要な避難場所のみ表記しています。

一時集合場所

一時的に避難する場所として指定されている場所。公園や広場が指定されている場合があります。避難所・広域避難場所に移動するための中継地点。基本的には、水や食料の備蓄はされていません。

避難所(学校など)

災害が起こった時に、一時的な生活をする場所として滞るための施設。飲料水・寝具(災害時に使う毛布など)が備蓄されていて、トイレも完備しています。

避難所及び医療救護所(小・中学校)

避難エリア

地区内残留地区

地区の不燃化が進んでおり、万一火災が発生しても大規模な延焼火災のおそれなく、広域的な避難を要しない区域のこと。

災害拠点病院・連携病院

帰宅困難者一時滞在施設

大地震等による帰宅困難者が待機できる場所を提供することを目的とした施設です。具体的には、外出中に大地震が発生した場合や、徒歩帰宅中に日没などにより帰宅を断念した場合などで行き場がない場合に利用することが想定されます。

給水所・応急給水槽

区役所・特別出張所

警察署・交番

消防署・消防出張所

公共電話

神社



新宿区 洪水 ハザードマップ



新宿区 土砂災害 ハザードマップ



新宿区 かけ・擁壁 ハザードマップ

# 新宿法人会オリジナル 働く人のための地震防災マップ 拡大版 — その2

30シリーズ

## 東京都防災アプリ



いつも・いざというときにも役に立つ、東京都公式の防災アプリです。楽しみながら防災の基礎知識を得られます。

日頃から、自分の会社から避難場所や帰宅困難者一時滞在施設などをチェックして、緊急時に目的地への行き方など活用できるようにしておきましょう。

QRコードより登録できます



Android ios



### 避難手順

避難のタイミングによって生死が分かれる場合があります。

#### ① 現在地 (会社など) の状況確認

※むやみに動く危険な場合があります。  
※安全が確認できたら、会社などその場に留まることも考慮してください

#### ② 危険を感じたら 以下のいずれかに避難してください

- 一時集合場所
- ◎ 避難所 (学校など)
- ◎ 避難所及び医療救護所 (小・中学校)
- 広域避難場所

※緊急時は、行動指示を出す人がいない場合があります。自分の判断が大事。

#### ③ 帰宅が困難な場合は

**帰** 帰宅困難者一時滞在施設

※帰宅が困難な場合は、一時滞在施設で、一晩過ごすことができます。



# 脆弱な都市防災

知っているはずなのに

大きな災害がたまたま発生していない幸運に恵まれている東京。夜に地震が発生し、翌朝の鉄道運行が麻痺して長蛇の列ができたこともあります。首都直下地震が起きた時、私たちはどうすればよいでしょうか。新宿駅を利用する機会があるようなら、「新宿ルール」も確認が必要です。

**栗山 章** *kuriyama akira*  
 アールシーソリューション株式会社  
 2002年会社設立、代表取締役就任。  
 2006年から防災事業に取り組む。  
 新宿法人会 西新宿第5支部長

先ごろ、10年ぶりに首都直下地震等による被害想定が見直されました。季節や時間帯により異なりますが、約20万棟の建物被害、約10万人の負傷者数が想定されています。昼の時間帯に起きた場合、帰宅困難者は452万人以上、都内にいる4人にひとりには家に帰ることができません。帰宅距離が10km以上になると1km毎に帰宅可能率が10%ずつ高くなり、20km以上は全員が帰宅困難となります。都心から都西部へ帰宅する人は389万人、例えば、時速4kmで酷暑の中を5時間も歩いて無事に家までたどり着くことができるのでしょうか？ 会社に待機せざるを得ません。外出中の場合は最寄りの一時滞在施設で過ごすこととなります。

今回の被害想定では、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）も取り上げられました。この地震が発生した場合、首都圏の高層ビルは長周期地震動による被害が推定されています。中高層階では長時間にわたりゆれが増幅されるため、屋内にいる人が不安を感じてパニックになったり、転倒して負傷する可能性があります。エレベーターが停止して救出が困難にもなります。

新宿区では新宿駅周辺地域が大規模地震の影響を受ける日は必ず到来するとして、その際の混乱に対処するため、「できる事を できる人が みんなでやる」ことをコンセプトにして「新宿ルール実践のた



◀新宿区「新宿ならでは防災」啓発ロゴマーク



新宿区ホームページ▲  
 (新宿駅周辺防災対策協議会)

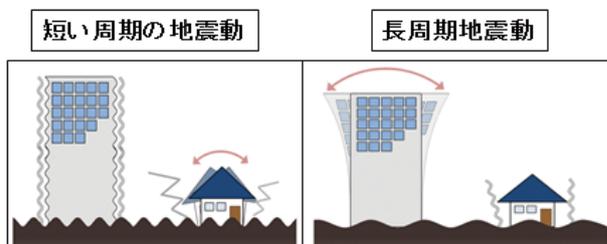
めの行動指針」を策定しています。むやみに移動しないことや地域で傷病者に対応することが求められています。1,621万人もの人が一斉に被災するので、支援が行き届きません。災害に対して都市は脆弱なのです。知っていたのに備えがなかったとならないよう、日頃からの防災は大切です。

## ポイント

- 1 会社や自宅で大きな災害が起きた時の被害想定を確認する
- 2 地域の取組（例えば、新宿駅周辺は「新宿ルール」）を確認する
- 3 長周期地震動など都市ならではの災害もあることに注意する



**用語解説** **長周期地震動** 地震が起きると様々な周期を持つゆれ(地震動)が発生する。ここでいう「周期」とは、ゆれが1往復するのにかかる時間のこと。南海トラフ地震のような規模の大きい地震が発生すると、周期の長いゆっくりとした大きなゆれが生じる。このような地震動のことを長周期地震動という。建物には固有のゆれやすい周期(固有周期)があり、地震波の周期と建物の固有周期が一致すると共振して、建物が大きくゆれる。高層ビルの固有周期は低い建物の周期に比べると長いので、長周期の波と「共振」しやすく、共振すると高層ビルは長時間にわたり大きくゆれる。



出典：気象庁ホームページ

11月号予告

次回：会社の防災対策を考える⑤  
 「若い人の力を借りて — これからの防災」

新宿法人会オリジナル「働く人のための  
 地震防災マップ拡大版(3回シリーズ) — その③」



▲方山部会長 ▲高野会長 ▲井手署長

当会青年部会は昭和56年4月に創立し、昨年度をもちまして創立40周年を迎えることが出来ました。昨年度は新型コロナウイルスに対する緊急事態宣言等の影響により開催を見合わせておりましたが、本年6月に感染対策を万全にして実施いたしました。

当日は新宿税務署の井手署長を始め幹部の皆様、親会からは高野会長・青柳担当副会長、さらには第4ブロックと同じ新宿区の四谷法人会青年部会の皆様にご臨席いただきました。ありがとうございました。

第1部の記念式典では方山部会長の式辞に続き高野会長と井手署長よりご祝辞を頂戴し、来賓紹介の後に過去10

開催日時：令和4年6月17日(金) 18:00~20:30  
会場：ハイアットリージュエンシー東京  
B1F「クリスタルルーム」  
参加人数：78名



▲左から方山部会長、第7代部会長の佐渡直紀さん、高野会長、第8代部会長の一角泰雄さん、第9代部会長の遠藤佳孝さん

年間の歴代部会長3名へ深謝の意を含め感謝状と記念品の贈呈を行いました。

第2部の祝賀会では小林第4ブロック長の祝辞と青柳担当副会長の乾杯を頂戴し、祝賀に相応しい交流会となりました。

後半のアトラクションでは、新宿3丁目で創業22年の新宿Guppyによる刺激的な素晴らしいショーと上林副部会長による余興を存分に堪能いたしました。

青年部会は次世代を担う仲間として、共に楽しい時間を過ごし絆を深め、これからも活気ある活動を続けてまいります。

## 従業員の退職金準備は 東法連特定退職金共済制度

### 東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由!

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続で加入できます

### 公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。  
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。  
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003 (2021年10月27日) P6965

資料請求・  
お問い合わせは

**TTK** 公益 東法連特定退職金共済会  
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>



## 税金

なんでも

Q&amp;A

事業主の方、企業等の経理に携わっている  
方々からの相談が多い事例を中心に、  
税理士の山本高志先生がズバリお答えします。

vol.42

## 税額控除の上乗せ対象 となる教育訓練費について 教えてください

東京税理士会  
新宿支部 副支部長 税理士 山本 高志

Yamamoto  
Takashi

平成22年7月から1年間、新宿税務署長を務め、平成23年、税理士事務所を開設。専門誌に、「終末への税務の備え」、「税理士制度クロニクル」、「条説税理士法案内」、「新宿の鼠」などを連載。法人会では、「はじめての簿記」講座などの講師を担当。

TEL : 03-5989-1846 FAX : 03-5989-1847



**Q** 中小企業向け賃上げ促進税制で税額控除の上乗せ措置の対象となる「教育訓練費」の範囲について教えてください

**A** 新型コロナの影響により中小企業の経営環境も悪化し、賃上げのみならず雇用の維持の懸念も広がる状況が続いていますが、景気の早期回復を実現するためには、我が国の全企業数の99%を占めるといわれる中小企業全体として、雇用を守りつつ人材育成を促進して賃上げによる所得の拡大が求められます。

このような観点から雇用者給与等支給額が前年に比べ1.5%以上増加させれば、その増加額の15%が税額控除できるとされていました。

これについて、令和4年度の税制改正において税額控除率の上乗せ措置の見直しが行われ、さらに適用期限が1年延長されています。

お尋ねの「教育訓練費」とは、前事業年度と比べて10%以上増加させた場合に控除率が10%上乗せされる「教育訓練費」のことで、その範囲について中小企業庁はQ&Aで明らかにしています。

**Q** 「教育訓練費」の具体的な範囲について教えてください

**A** 「教育訓練費」とは、国内雇用者の職務に必要な技術や知識を習得させ、または向上させるために支出する一定の費用のことで、①企業が自ら行う場合の費用、②他の者に委託して行わせる場合の費用、

③他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用に大別されます。

例えば、①の場合では、外部講師や指導員に対する報酬や謝金、施設や設備、コンテンツ等の使用料などがあり、②や③の場合では、委託先事業者に対する研修委託費用や教育訓練等を行う事業者を支払う受講料等の外部研修参加費用等が該当します。

**Q** 「教育訓練費」とならない費用について教えてください

**A** 企業がその使用人に支払う教育訓練中の人件費等、教育訓練のための施設等の取得費用、及び資格を取得した場合に社員に支払う報奨金などは、「教育訓練費」とはなりません。

**Q** 「教育訓練費」の取り扱いに関して注意することがあれば教えてください

**A** 教育訓練を受ける対象者は「国内雇用者」に限られ、役員や使用人兼務役員、役員の親族など役員との間に特殊の関係がある者、及び内定者等の入社予定者は対象外になります。

また、税額控除の上乗せ措置の対象となる「教育訓練費」については、従前の取り扱いでは、その明細を記載した書類を確定申告書に添付することとされていましたが、今回の改正で作成・保存する必要はあるものの添付提出は不要となりました。



# 業務委託費と交際費

不動産売買業・建設業

不動産売買業や建設業では、よく業務委託費やコンサルタント料といった名目の支出があります。税務調査では、何を委託して具体的にどのような成果物が手に入ったのか、具体的な資料の提示や説明がなされないときに問題となります。

調査官と担当者とのやりとりから検証していきましょう。



業務委託費の依頼内容について、報告書等の証拠書類で説明をしてください。

調査官



物件を売却するに当たり、地権者や地域住民などに関する諸問題を解決してもらうためにお願いしたものです。

担当者



抽象的でよくわかりません。受託者がどのような行動をとり、その成果がどうであったのか、途中経過も含めた具体的な報告があると思われますのでそれを見せてください。



難しいことを言われても困るよ。要はこの業者に金を払えば工事が進められるのだから、それで良いでしょう。



ということは、委託内容を相手に一任し、結果さえ良ければ問題ないということですね。報告書等はないのですか？



ありません。



それでは業務委託であるという確認がとれません。工事のために必要であることは認められますが、仕事の内容が明確ではありませんね。単なる口利き料ではないのですか？



細かい内容はどうでも、工事ができたのだから問題ないでしょう。



受ける役務の内容に具体性がないため、相応の支払いなのか検証できません。このままでは調査が進展しませんので、関係先に反面調査をして事実関係を確認してから判断させていただきます。

租税特別措置法(法人税)の通達に、似たような事例の場合の判断基準が記載されています。要点を整理しますと、いわゆる情報提供者などに支払われる金品は①「あらかじめ締結されていた契約によるもの」、②「役務の内容が契約書に具体的に記載されており、かつ、実際に役務の提供を受けていること」、③「支払った金品が役務の提供の内容から相当であること」とあります。

今回の場合、地権者や地域の関係者に対し反面調査が行われ、業務受託者から便宜供与などが全くなかったことが明らかになりました。さあ、この支払いはどうなるのでしょうか？ 業務の遂行に必要な費用であることは事実認定で明らかになりましたが、①、②、③には該当しないことから、単に仕事を円滑に進めるための費用として、交際費に該当すると認定をされました。仮に、これが仕事関連ではない支出と認定されたら、寄附金課税の対象となるでしょう。

いずれにしても、接待、供応に支出されたものだけが交際費ではありませんので、ご注意ください。

## 牧野義博 (まきの・よしひろ)

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には「ザ・税務調査1~3」「税務トラブルと債務の確定」(大蔵財務協会)ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。





興味のある分野の  
助成金を調べましょう！

長期化する新型コロナウイルス感染症の拡大は、日常生活や企業活動に大きな影響を与えました。

厚生労働省は、会社が職場環境の変革に取り組んだ場合や、雇用の安定、仕事と家庭の両立支援などに取り組んだ場合の助成金を多数用意しています。助成金は、会社がよりよくなるよう、自社のおかれている現状を把握し、見直し、計画的に実行した結果受け取れるものです。

- 新型コロナウイルス関連
- 雇用の安定・能力の向上
- 働き方改革の対応
- 労働環境の向上
- 会社を守る・雇用を守る など

## 法人会から 小冊子 プレゼント

ご希望の方は法人会事務局まで、下記QRコード、メール、FAX または電話（平日午前9時～午後5時）にてお申込ください。

- (1) 申込者名（法人の場合は、会社名とご担当者名）
- (2) 連絡先 TEL・FAX
- (3) 小冊子郵送先住所
- (4) 希望の小冊子名及び必要部数  
※1 タイトルにつき2冊まで  
以上をお知らせください。本の引き渡しはメール便にて対応させていただきます。

先着100名様



その他の小冊子もプレゼントしております。詳しくは新宿法人会ホームページをご覧ください

新宿法人会

検索

FAX 03 (3371) 3834  
TEL 03 (3371) 3821  
info@shinjuku-hojinkai.or.jp



インボイス制度が始まったら  
自身の事業がどうなるか  
どんな準備を  
していくべきか！

消費税のインボイス制度が令和5年10月1日より始まります。現在、ご自身の事業と消費税の関りはどうなっていますか？「実は消費税のことはよくわからない」「外注先に支払った消費税はどうなっているんだろう？」など、消費税についてよく知らないこともあるのでは？この制度では「知らないまま」では過ごせません。消費税の基本から、制度に関する必要な手続きまで解説しています。

- 消費税の基本と仕組み
- インボイス制度の基本と仕組み
- インボイス制度が始まったら
- インボイスを交付するための登録手続き

1時間まで **無料**。お気軽にどうぞ!!

# 法人会の **法律相談**



## 1. 申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 まで電話で申し込んでください。  
TEL：03-3357-0771（土・日・祝日を除く午前9時～午後4時）
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所まで電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで（祝日は除く）の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

## 2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。（同一会員の相談は月1回に限らせていただきます。）

## 3. 相談内容

法律全般。（相続等会社業務以外の相談も可。）

## 4. 担当法律事務所

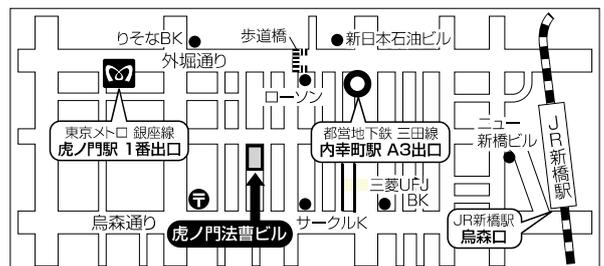
成和パートナーズ法律事務所（令和2年1月6日 羽野島法律事務所から名称変更）  
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル 501号  
TEL：03-3592-0541 FAX：03-3592-0543

## 5. 相談場所

左記法律事務所  
交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅（A3出口）徒歩3分  
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅（1番出口）徒歩5分  
JR「新橋」駅（烏森口）徒歩7分

## 6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。（東京法人会連合会が負担します。）
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,500円（税込）です。その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先（一社）東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771

## 今後の法人会イベント

# 9月

時間	名称：内容	会場	オンライン配信
8日(木) 17:30～20:30	<b>西部ブロック研修会</b> <b>〈第1部〉</b> インボイス制度について 講師：新宿税務署担当官 <b>〈第2部〉</b> 特別講演会 メンタリスト日本チャンピオンに学ぶ 「みんなに好かれるズルい会話術」～人間関係が劇的に変わる！～ 講師：メンタリスト 大久保 雅士 氏 <b>〈第3部〉</b> 異業種交流会	法人会館3階	—
14日(水) 13:15～16:40	<b>決算法人説明会</b> 講師：乾 寛史 税理士、新宿税務署担当官	//	○
27日(火) 13:30～16:00	<b>新設法人説明会</b> 講師：新宿税務署担当官	//	—

# 10月

時間	名称：内容	会場	オンライン配信
13日(木) ～11月9日(水)	<b>&lt;会員限定&gt;はじめての経理実務</b> 講師：信澤 奈津美 税理士	—	○
24日(水) 13:15～16:40	<b>決算法人説明会</b> 講師：東京税理士会新宿支部税理士、新宿税務署担当官	法人会館3階	○
25日(木) 13:30～16:00	<b>新設法人説明会</b> 講師：新宿税務署担当官	//	—

## BOOK REVIEW

紀伊國屋書店  
ブックソムリエが選ぶ **おすすめ本**



### 『その他の外国文学』 の翻訳者

出版社：白水社  
著者：白水社編集部

日本で辞書も出版されていない言葉は多数あれど、それらの国にも出版文化があります。

インドで千年の歴史を誇るベンガル文学。古代文明でなく現代にもあるマヤ語の文学。歴史上の事では無いイスラエルのヘブライ語文学など。

この本では9つの言語と9人の翻訳者を紹介。少数言語を学び、翻訳する事になった経緯は様々。

冒頭に『文芸翻訳に行き着く背景にも必ず「人」がいる』と書かれている通り、それぞれが人との出会いから、困難な翻訳に向き合う事になる話はとても面白く、書店に並んでいる翻訳された書籍は、様々な過程と訳者の思いがあって出来ていると改めて気づかされます。

末尾には言語を理解するのに参考になる物、社会や文化を知る本なども紹介。コメント付きのそれらはどれも興味をそそられ、この1冊を読んだ後には知りたい世界が広がります。

紀伊國屋書店 <https://www.kinokuniya.co.jp/>

## 珈琲たいむ

coffee time



次々と変異型が出現する新型コロナウイルスによって、仕事の状況が大きく変わりましたが、非常に厳しい時期をなんとか少し乗り越えて、考える時間ができ、今まで描いていた人生図の大きな修正が必要だと考える今日この頃です。

ずっと行けなかった旅行にも行きたいと思い、有効期限を迎えそうな航空会社のマイルを使って行ける観光地を調べましたが、海外旅行については各国の入国規制と物価高、現地のコロナのまん延状況、急激な円安、そしてコロナによる航空機の減便と各便で特典航空券に割り当てられる座席数の縮小によってなかなか難しそうです。幸い国内にはとても魅力的な観光地が至る所にありますので、これからの新しい趣味のきっかけになるようなものを探したり、現地では味わえない料理や景色を楽しみたいと思っています。

久しぶりに新宿の各会に出席させていただきましたが、皆さん変わらずに優しく、ユーモアがあり、真面目な、素晴らしい方々で、新宿の大きな力を感じました。

若手の方もどんどん増えているとお聞きしましたので、老舗や新規参入の会社、現在建設中・計画中の建物、新宿駅周辺の新宿グランドターミナル再整備方針等を起点にして、これからの新宿は益々パワーアップしていくものだと思っています。(ひこうき雲)

**SHINJUKU** 2022  
第221号

2022年9月1日発行

〔発行所〕公益社団法人 **新宿法人会**

東京都新宿区北新宿1-19-19

TEL 03-3371-3821(代)

FAX 03-3371-3834

<https://shinjuku-hojinkai.or.jp>

〔発行人〕会長 高野 吉太郎

〔編集〕広報委員長 稲葉 和久

〔デザイン・印刷〕

有限会社 J-ART

イベント予定

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

# 法人会会員企業にお勤めの皆さまへ ネット医療相談サービスのご案内



本サービスは、アフラックの提携先  
(株式会社メディカルノート)が  
提供します。

## 病気や身体のことを 気軽に相談できる 専門医はいますか?

例えばこのようなとき…



## ● プロの医療チームがあなたをサポートします! ●

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、  
おひとり様 <sup>(※1)</sup> **月1回** <sup>(※2)</sup> **のご相談まで**  
**無料**で利用いただけます。

<sup>(※2)</sup>  
納得いくまで何回でも  
追加質問できます。

24時間いつでも  
相談可能です。  
(回答には3~24時間程度かかります)

(※1) 役員や従業員である個人を指します。  
(※2) 月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1回を超える新しい相談事項の追加については、別途料金が必要となりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2021年1月現在の情報です。  
サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

ご利用はこちらから



【お問い合わせ】  
株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp



本サービスは、アフラックの提携先である株式会社メディカルノートが提供するものです。  
お問い合わせは直接同社にお願いいたします。



国税庁 e-Tax キャラクター イータ君

申告時に提出する「法人事業概況説明書」に  
『新宿法人会 会員』と記入しよう♪



新宿法人会は e-Tax を推進しています